

# 平成30年泉北水道企業団議会第1回臨時会会議録

平成30年7月10日（火）午前10時 泉北水道企業団議会第1回臨時会を泉北水道企業団信太山事務所に招集した。

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 大塚 英一	2番 高橋 登
3番 草刈 与志子	5番 丸谷 正八郎
6番 森下 巖	7番 大浦 まさし
8番 小野林 治三夫	9番 関戸 繁樹
10番 服部 敏男	11番 遠藤 隆志
12番 山敷 恵	13番 畑中 政昭
14番 木戸 晃	15番 久保田 和典
16番 清水 明治	

1. 欠席議員は次のとおりである。

なし

1. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1	議席の指定について
日程第2	会議録署名議員の指名について
日程第3	会期の決定について
日程第4	議会議案第1号 議会副議長の辞職許可について
日程第5	選挙第1号 議会副議長選挙について
日程第6	議会議案第2号 議会議長の辞職許可について
日程第7	選挙第2号 議会議長選挙について
日程第8	議会議案第3号 議会常任委員会委員長の辞職許可について
日程第9	議会議案第4号 議会常任委員会委員並びに正・副委員長の選任について
日程第10	議案第3号 監査委員の選任について
日程第11	報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
日程第12	監査報告第4号 例月出納検査の結果について（12月分）
日程第13	監査報告第5号 例月出納検査の結果について（1月分）
日程第14	監査報告第6号 例月出納検査の結果について（2月分）
日程第15	監査報告第7号 例月出納検査の結果について（3月分）
日程第16	監査報告第8号 例月出納検査の結果について（4月分）

1. 地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求め出席した者は次のとおりである。

企 業 長	辻 宏康	副 企 業 長	南出 賢一
副 企 業 長	阪口 伸六	監 査 委 員	原口 裕見
和泉市上下水道部長	森下 幸彦	泉大津市都市政策部長	朝尾 勝次
高石市土木部長	藤原 通晃		
泉北水道企業団 水道事業所長	高藤 易元	泉北水道企業団 水道事業所次長	山口 和久
泉北水道企業団 水道事業所次長 兼 庶務課長	中川 尚	泉北水道企業団 浄配水課長	山田 佳彦
泉北水道企業団 庶務課長補佐	岩田 伴江	泉北水道企業団 浄配水課長補佐	山口 忠賜

1. 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

泉北水道企業団 水道事業所次長	山口 和久	泉北水道企業団 水道事業所次長 兼 庶務課長	中川 尚
--------------------	-------	------------------------------	------

平成30年7月10日（火）午前10時開会

○議長（小野林治三夫君） おはようございます。

たいへん長らくお待たせいたしました。

本日は、公私何かと御多用のところ、早朝より本会議に出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、事務局より本日の出席議員について報告をいたします。

はい、事務局。

○水道事業所次長（山口和久君） 次長の山口でございます。

御報告いたします。出席議員は全員出席の15名でございます。

以上でございます。

○議長（小野林治三夫君） ただいまの報告どおり出席議員数15名をもちまして、会議が成立いたしておりますので、これより平成30年泉北水道企業団議会第1回臨時会を開会いたします。

会議に先立ちまして、企業長より開会にあたりましての挨拶の申し出がございますので、これを許可することにいたします。

○企業長（辻宏康君） 皆様おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに、平成30年泉北水道企業団議会第1回臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方には、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。また、平素は当企業団の運営につきまして、御支援御協力をいただき、心から深く感謝を申し上げます。

さて、本日、臨時会をお願い申し上げましたのは、皆様に御案内いたしておりますように、今回、泉大津市並びに高石市におきまして、役員の改選が行われたことに伴い、新たに派遣議員の通知をいただき、当企業団議会役員の改選の必要が生じたためでございます。お迎えすることになりました両市の議員の皆様方につきましては、心から御歓迎を申し上げますとともに、今後とも当企業団のために、一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

なお本会議に御提案申し上げます諸議案につきましては、当企業団議会役員改選と監査委員の選任の件及び専決処分の承認を求める件、並びに例月出納検査の結果報告についてでございます。何とぞ、慎重御審議をいただきまして、御決定を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではありますが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（小野林治三夫君） 辻企業長の挨拶が終わりました。

それでは、ただいまより会議に入らせていただきます。

本日の議事日程についてでございますが、あらかじめ議会運営委員会の御内意をいただいておりますので、お手元の日程により議事を進めてまいりたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**○議長（小野林治三夫君）** 異議なしのお声がございますので、お手元の日程どおり議事に入らせていただきます。

それでは、議事日程に従いまして、議席の指定をいたしたいと存じますが、今回、新たに泉大津市並びに高石市から派遣されました方々がおられますので、ここで簡単に全員の自己紹介をお願いしたいと思います。

(全員自己紹介する)

**○議長（小野林治三夫君）** 自己紹介が終わりました。

それでは、日程第1議席の指定についてでございますが、従来からの慣例によりまして、私から指名したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**○議長（小野林治三夫君）** 異議なしのお声をいただきましたので、私より御指名申し上げます。

1番、大塚英一議員、2番、高橋登議員、3番、草刈与志子議員、5番、丸谷正八郎議員、6番、森下巖議員、12番、山敷恵議員、13番、畑中政昭議員、14番、木戸晃議員、15番、久保田和典議員、16番、清水明治議員、以上のとおりと定めさせていただきます。

次に、日程第2会議録署名議員の指名につきましては、会議規則第102条の規定により、本日の会議録署名議員を私より指名いたします。

15番、久保田和典議員、1番、大塚英一議員、以上の御両名をお願いいたします。

続きまして、日程第3会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期につきましては、本日1日と定めたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**○議長（小野林治三夫君）** 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期につきましては、本日1日と定めることに決定いたしました。

次に、日程第4議会議案第1号議会副議長の辞職許可についてを議題といた

します。本件につきましては議会副議長の清水明治議員より辞職願いが提出されたことによるものでございます。ここで、地方自治法第117条の規定によりまして、清水明治議員の除斥を求めることにいたします。

(清水副議長除斥する)

○議長(小野林治三夫君) お諮りいたします。清水明治議員の議会副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(小野林治三夫君) 異議なしのお声がございますので、異議ないものと認め、清水明治議員の議会副議長の辞職をここに許可することに決定いたしました。清水明治議員の除斥を解きます。

(清水議員復席する)

○議長(小野林治三夫君) それでは、ここで清水明治議員より退任にあたりましての御挨拶を自席よりいただくことにいたします。

○16番(清水明治君) 退任にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。副議長在任中は、皆様方におかれましては格段の御支援、御協力を賜りまして誠にありがとうございます。今後は、これらの経験を生かし一議員として職務に励んでまいり所存でございます、今後とも皆様方の御支援御協力をよろしくお願い申し上げます、甚だ簡単ではございますが、退任にあたりましての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(小野林治三夫君) 挨拶が終わりました。

清水明治議員には、議長の補佐役として、その卓越した手腕を発揮され議会運営に努力されましたことに心から御礼申し上げます。

次に日程第5選挙第1号議会副議長選挙についてを議題といたします。

本件は議会副議長選挙でございますが、円満に選挙選任をいたしたいと存じます。つきましては、従来の慣例によりまして、地方自治法第118条第2項の指名推選方式を用いまして、被指名人を当選人と定めたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(小野林治三夫君) 異議なしと認め、私より御指名いたします。

6番、森下巖議員を指名いたします。お諮りいたします。森下巖議員を議会副議長選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(小野林治三夫君) 異議なしと認め、ただいま御指名いたしました、森下巖議員が議会副議長に当選されました。

森下巖議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。それでは、議会副議長に当選されました、森下巖議員から就任の挨拶を自席よりいただくことにいたします。

○副議長(森下巖君) ただいま、皆様方の御推挙によりまして、副議長にさせていただきました森下巖です、どうぞよろしくお願いをいたします。

大阪北部の地震に続きまして、西日本でも大災害、豪雨という事で大変な被害が出ている中で、まさに水道事業の在り方というのもこれから増々問われてくるのではないかというふうに思っています。

何分にも、私自身もまだまだ微力ではございますが、議長を補佐いたしまして、職務に努力をしてまいる所存でございますので、皆様方の御指導御鞭撻のほど、お願いをいたしまして、簡単措辞ではございますが就任の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○議長(小野林治三夫君) 副議長の挨拶が終わりました。

それでは、次に日程第6に入りたいと存じますが、本件は、私、小野林治三夫の一身上の問題でございますので、これより議長職を副議長と交代させていただきますたいと存じます。

(森下副議長と交代する)

○副議長(森下巖君) それでは、職務につかせていただきます。

日程第6 議会議案第2号 議会議長の辞職の許可についてを議題といたします。

本件につきましては、議会議長の小野林治三夫議員より辞職願いが提出されたことによるものでございます。ここで、地方自治法第117条の規定によりまして、小野林治三夫議員の除斥を求めることにいたします。

(小野林議長除斥する)

○副議長(森下巖君) お諮りいたします。小野林治三夫議員の議会議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○副議長(森下巖君) 異議なしの声がございまして、異議ないものと認め、小野林治三夫議員の議会議長の辞職をここに許可することに決定いたし

ました。小野林治三夫議員の除斥を解きます。

(小野林議員復席する)

○副議長(森下巖君) それではここで、小野林治三夫議員より退任にあたりましての御挨拶を自席よりいただくことにいたします。どうぞ。

○8番(小野林治三夫君) 退任にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

在任中は、皆様方にひとかたならぬ御支援をいただきまして誠にありがとうございました。無事、大過なく職務を全うさせていただきましたことを心から厚く御礼を申し上げます。

今後は一議員として職務を全うしてまいる所存でございますので、相変わらぬ御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単措辞ではございますが、退任にあたりましての御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○副議長(森下巖君) 挨拶が終わりました。小野林治三夫議員には我々の代表者として議長の要職を円満かつ民主的に運営されたことに議會を代表いたしまして、心からお礼を申し上げます。

それでは、次に日程第7選挙第2号議會議長選挙についてを議題といたします。本件は、議會議長選挙でございますが、円満に選挙選任をいたしたいと存じます。つきましては、従来からの慣例によりまして地方自治法第118条第2項の指名推選方式を用いまして、被指名人を当選人と定めたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○副議長(森下巖君) 異議なしと認め、私より御指名申し上げます。

16番、清水明治議員を指名いたします。お諮りいたします。清水明治議員を議會議長選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○副議長(森下巖君) 異議なしと認め、ただいま御指名いたしました、清水明治議員が議會議長に当選をされました。

清水明治議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

それでは、議會議長に当選されました、清水明治議員より、就任の挨拶を自席よりいただくことにいたします。

○議長(清水明治君) ただいま本企業団の議會議長に満場一致で御推挙い

ただきました高石市の清水明治でございます。誠にありがとうございます。

何分、浅学非才な私でございますが、皆様方の御支援、御協力をいただき、職務を全うしてまいりたいと思っております。円滑なる議会運営に全力を尽くす所存でございますので、どうか今後ともよろしくお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、就任の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

**○副議長（森下巖君）** 議長のお挨拶が終わりました。以上で私の職務は終わります。

皆様方の御協力ありがとうございます。議長と交代をさせていただきます。

（森下副議長と清水議長交代する）

**○議長（清水明治君）** それでは引き続き議案審議に入ります。日程第8議会議案第3号議会常任委員会委員長の辞職許可についてを議題といたします。

本件につきましては、総務委員会委員長の遠藤隆志議員より辞職の願いが提出されておりますので、議会委員会条例の第7条の規定により議会の許可を求めるものでございます。

それではここで、地方自治法第117条の規定によりまして、遠藤隆志議員の除斥を求めることにいたします。

（遠藤議員除斥をする）

**○議長（清水明治君）** お諮りいたします。総務委員会委員長の遠藤隆志議員の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

**○議長（清水明治君）** 御異議なしと認めます。

よって、総務委員会委員長の遠藤隆志議員の辞職を許可することに決定いたしました。

遠藤隆志議員の除斥を解きます。

（遠藤議員復席する）

**○議長（清水明治君）** 引き続きまして、日程第9議会議案第4号議会常任委員会委員並びに正・副委員長の選任についてを議題といたします。本件につきましては、あらかじめ御内意をいただいておりますので、私より指名申し上げたいと存じますが、これに御異議ございませんか。



(異議なしの声あり)

○議長(清水明治君) 異議なしと認め、私より指名申し上げます。

総務委員会委員には、1番、大塚英一議員、6番、森下巖議員、7番、大浦まさし議員、10番、服部敏男議員、11番、遠藤隆志議員、14番、木戸晃議員、15番、久保田和典議員、16番、私、清水明治

水利開発委員会委員には、2番、高橋登議員、3番、草刈与志子議員、5番、丸谷正八郎議員、8番、小野林治三夫議員、9番、関戸繁樹議員、12番、山敷恵議員、13番、畑中政昭議員

総務委員会委員長には、15番、久保田和典議員

同副委員長には、10番、服部敏男議員

水利開発委員会委員長には、2番、高橋登議員

同副委員長には、9番、関戸繁樹議員、以上のとおり選任することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(清水明治君) 御異議なしと認め、ただいま御指名申し上げましたとおり、それぞれ選任されました。

次に、日程第10議案第3号監査委員の選任についてを議題といたします。本件について理事者より提案説明をお願いいたします。

○企業長(辻宏康君) ただいま、御上程いただきました議案第3号監査委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

当企業団の監査委員をお願いいたしておりました、林哲二議員が今回辞職されましたので、議会選出の監査委員として、遠藤隆志議員を選任いたしたいと存じます。

遠藤隆志議員は、和泉市議会において広報広聴委員会副委員長を務められるなど、知識経験とも豊富な方でございます。

また、人格識見にもすぐれ当企業団監査委員として最適任者であると存じますので、地方公営企業法第39条の2第5項及び当企業団規約第10条第2項の規定によりまして、議会の御同意を賜りたく、ここに御提案申し上げさせていただきます次第でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長(清水明治君) 提案説明が終わりました。

ここで、地方自治法第117条の規定により 遠藤隆志議員の除斥を求めることにいたします。

(遠藤議員除斥する)

○議長(清水明治君) お諮りいたします。本件につきましては、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(清水明治君) 御異議なしと認め、日程第10議案第3号監査委員の選任につきましては、原案どおり同意することに決定いたしました。遠藤隆志議員の除斥を解きます。

(遠藤議員復席する)

○議長(清水明治君) 申し合わせにより、議会運営委員も決まっておりますので、発表させていただきます。

2番、高橋登議員、11番、遠藤隆志議員、15番、久保田和典議員、以上の3名の方をお願いいたします。

それでは次に、日程第11報告第1号 専決処分の承認を求めることについて議題といたします。本件につきましては、理事者より提案説明を願います。

○水道事業所長(高藤易元) 水道事業所長の高藤でございます。

ただいま、御上程いただきました、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、専決第1号泉北水道企業団議会議員の議員報酬等に関する条例及び泉北水道企業団企業長及び副企業長の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、専決をさせていただきました理由並びに内容について御説明申し上げます。

まず、専決の理由でございますが、平成29年の人事院勧告において、国家公務員の給与改定が勧告されたことに伴い、構成市の動向等に鑑み、本企業団議会議員及び企業長、副企業長の給与に関する条例においても所要の措置が必要となったため、平成30年3月28日付け、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により、御報告申し上げ、御承認を求めるものでございます。

次に、改正の内容でございますが、参考資料の新旧対照表に基づきまして御説明申し上げます。まず、企業団議会議員に係る期末手当の支給率について、第1条関係でございます。第5条第2項の企業団議会議員に係る期末手当の支給率について、12月1日を基準日とする支給率「100分の222.5」を「100分の232.5」に改めるものでございます。

次に、企業団議会議員に係る期末手当の支給率について、第2条関係でございます。第5条第2項の、企業団議会議員に係る期末手当の支給率について、6月1日を基準日とする支給率「100分の207.5」を「100分の212.5」に12月1日を基準日とする支給率「100分の232.5」を「100分の227.5」にそれぞれ改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。泉北水道企業団企業長及び副企業長の給与に関する条例の一部改正、第3条関係でございます。第4条第2項の企業長及び副企業長に係る期末手当の支給率について、12月1日を基準日とする支給率「100分の222.5」を「100分の232.5」に改めるものでございます。

次に、泉北水道企業団企業長及び副企業長の給与に関する条例の一部改正、第4条関係でございます。第4条の第2項企業長及び副企業長に係る期末手当の支給率について、6月1日を基準とする支給率「100分の207.5」を「100分の212.5」に、12月1日を基準日とする支給率「100分の232.5」を「100分の227.5」にそれぞれ改めるものでございます。

続きまして、条例第1号のページに戻っていただきまして、附則でございます。条例の施行日等を規定しておりまして、第1項は本条例を公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項、第1条及び第3条の規定についてでございますが、平成29年12月1日から適用するものでございます。

次に、第3項は改正前の議会議員に支給された報酬等及び改正前の企業長及び副企業長に支給された給与等については、条例改正後の内払いとみなすものでございます。

次に、第4項は委任規定でございまして、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定めるものとするものでございます。

以上、泉北水道企業団議会議員の議員報酬等に関する条例及び泉北水道企業団企業長及び副企業長の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の内容でございます。

何とぞ、よろしく御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

**○議長（清水明治君）** 説明が終わりました。本件について質疑御意見がございませんか。

山敷議員。

**○12番（山敷恵君）** 12番山敷恵でございます。

それでは、今議長の方から、質疑御意見ということでお尋ねがございましたので意見を申し上げたいと思います。

まずですね、この報告では人事院勧告に基づいて、当企業団の議員報酬及び企業長・副企業長の給与を引き上げる、というものでございました。

言うまでもない事でございますけれども、人事院勧告というのは国家公務員の一般職の給与に関する勧告でありまして、これに基づいて人事委員会の無い市町村や一部事務組合などの特別地方公共団体において、一般職の職員給与が影響されるという事は論を持たないところでございます。

しかし、議員や特別職、企業長・副企業長にまでこれを適用するという根拠を、法に認めることは出来ません。

この件に関しては母市でも何度か申し上げておりまして、母市の理事者の方からも、法に根拠が無いというような答弁をいただいているところでございます。

また、前回、この泉北水道企業団の議会において、同様の改定が行われましたのは2年前、2016年7月の、同じく、この臨時会だったんですけれども、その際の提案理由の説明は、構成三市の改正状況等を見定め、という御説明だっ

たんですね、でも、今、高藤所長の方から仰ったのは、構成市の動向に鑑み、と。

このように御説明も違っているわけなんです。

それはなぜかと言うと、今回、私の母市であります、高石市においては、一般職は人勧に合わせて改定されたんですけれども、特別職の改定は見送られました。

だからこれは、3市の足並みは揃っていないんです。

なので、御説明の中で、3市の改正状況を見定め、とかつていう前回の御説明は出来なかったと思うんです。

なので、そうであるならばですね、この泉北水道企業団においても、一旦立ち止まっていたいただきまして、御検討いただいて、法に根拠のない条例改正はなさない、という選択をすべきであった、ということ意見を意見として申し上げまして、この専決処分を承認することはできないという意見として、締めくくらせていただきたいと思います。以上です。

意見ですので、質疑ではございませんので。

**○議長（清水明治君）** 阪口副企業長。

**○副企業長（阪口伸六君）** 議員の御意見は御意見だと思います。

それはもう、御指導なさっていただき結構だと思います。

ただ、勘違いをされてはいけませんので、私ども高石市は、30年度と申しますか、29年度ですね、年度末の、人勧につきましては、いわゆる見送る、と。特別職について。そういう判断をしました。

それは高石市独自の事情で判断したわけでありまして、従来から人事院勧告に基づく、もちろん引き下げもありましたし、議会も含めて、これは国に準じて行うという姿勢で変わっておりませんので、今年度は特別に市の財政事情が、いろいろ厳しい状況でありましたので、そういう対応をしたということで、それだけは、御報告と申しますか、間違いないように申し上げます。

泉北環境も、ここで申し上げて恐縮ですけれども同じように、こういう対応を、泉北水道と同じ対応をするということをお願いさせていただきますので、よろしく願いいたします。

**○議長（清水明治君）** 他にございませんか。

高橋議員。

**○2番（高橋登君）** 1点だけ、今あえて、高石の副企業長である、市長の方から御答弁がありましたので。

少し気になる点もございますので、質問をさせていただきたいというふうに思います。

この議案につきましては、本年の3月の段階で専決をされたものでございますので、ある意味では、ここで承認を求めるという件であります。

賛否を問うという事になるのかどうかは解らなないですけれども、少なくとも

先ほど山敷議員が質問の中でありましたように、この3市の中で高石が一定、この議案については見送った、という部分。

これはかなり大きな、あるんだろうというように思います。

今、阪口市長の方からありましたように、高石市の財政状況等によって、これが見送られたんだ、というふうに伺いました。

いずれにいたしましても、泉大津においても、そうでありますけれども、和泉市においてもそんなに、財政状況がよろしいというような状況じゃないことは、もう既に御承知のことだろうというふうに思います。

特に、財政状況で、という事であるのであれば、今回の、企業長、あるいは副企業長の改定については見送るべきだろうと言うふうに思います。

そういった意味では、この高石市の状況を受けて、今回の専決を決定をした部分で、高石の状況をどのように斟酌しんしゃくをしたのか、その検討をされたのか、その検討の状況について、少し御説明をいただければ幸いですというふうに思います。

○議長（清水明治君） 高藤所長。

○水道事業所長（高藤易元君） 所長の高藤でございます。

ただ今、御質問いただきました、3市の状況をどのように把握したか、ということでございますが、確かに高石市さんにつきましては見送られた、という結果も聞いておりました。

ただ、和泉市さん、泉大津市さんについては実施されたということを受けまして、今回、実施させていただきました。というような状況でございます。

以上でございます。

○議長（清水明治君） 高橋議員。

○2番（高橋登君） どのように検討されたか、という検討内容について聞きたかったんですけれども、和泉市と泉大津市が実施されたことをもって実施を、ということ。

少なくとも、この支給をするにあたっての判断基準ですよね、判断基準というものは持ち合わせてないんですよね。

先ほど、山敷議員の方からも前回の部分での教戒きょうかいがありましたけれども、少なくとも、前回は3市が一致をして実施をした、その状況を鑑みて、この泉北水道企業団の企業長及び副企業長の分もそういう対応をした、ということであつたんですけれども、今回、高石市が無くなるという部分については、2市の状況を、ということを優先した。こういう御答弁であつたんですけれども。

1つは、やっぱり基準を持たなアカンと思うんですよね。

少なくとも職員につきましては、条例の中に規定をされておりますけれども、和泉市の企業職員の例による。というふうに明確に出されております。

だから、和泉市が実施された段階で職員については実施したのだろう、というふうに思いますけれども、企業長及び副企業長については、先ほど山敷議員

が例を出しましたけれども、人事院勧告制度の中には、乗っかってない制度でありますので、制度外の部分であるので、構成三市の中でこういった形であったら、これを実施する、実施しない、という基準を改めて設ける必要があるんじゃないですか、そういう意味では。

だから、その時々<sup>しり</sup>の私利的な判断ではなくて、1つのきっちりした基準を今後、設けるべきだというふうに思いますけれども、その件につきましては見解がありますか。お答えください。

○議長（清水明治君） 高藤所長。

○水道事業所長（高藤易元君） 所長の高藤でございます。

ただ今、仰られた件につきましては色々と検討の余地はあると思うのですが、今後、関係三市を含めまして、その辺の状況も研究していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（清水明治君） 高橋議員。

○2番（高橋登君） ありがとうございます。

今後、検討していただくという事ですけども、これは、企業長というよりも、企業長である和泉市の辻市長が、この部分での企業長の判断があるんだろうなというふうには思うんですけども、今後、もう一回しっかりした基準を持って対応していくということは、御確認いただけますか。企業長。

○議長（清水明治君） 辻企業長。

○企業長（辻宏康君） 今までの慣例で今回も判断さしていただいた訳でございますが、その慣例というのは、1つの基準になっているかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（清水明治君） 高橋議員。

○2番（高橋登君） もう、しつこく質問するつもりはないですけども、今回、慣例と違うんですよ。従来の慣例と。

高石市が実施しなかったという事の中で、新たな基準が必要じゃないですか、というふうに問いかけてるんです。

従来の慣例と違うんです。従来は3市が実施してきたんですよ、その上に乗っかって、泉北水道の企業長の報酬も上げてきたという慣例がありました、と。

しかし今回は、一部違いますよね、そのことについて、その時々<sup>しり</sup>の判断ではなくて、きちっとした基準を設けるべきではないか、というふうに質問をさせていただいたんです。

○議長（清水明治君） 辻企業長。

○企業長（辻宏康君） これまでの慣例というのは、企業長の母市に準ずるということ、というふうに私は解釈しておりまして、またそれも改めまして確認して検討させていただきます。

○議長（清水明治君） 高橋議員。

○2番（高橋登君） ちょっとそれも確認してください。

そういう事例については、どこかに規程ありますか、私、例規集もってるんです。例規集にもそれは無いと。確かに職員はありますよ、ここに、和泉市の企業職員の例による。という規程はちゃんとありますよ。

でも、今市長が言われたことはありませんやんか。どこかに書いた物ありますの、そういう準ずるという規程が、あったら教えていただきたいですけども、少なくともその部分について、ちゃんとした基準を持つべきですよ。

ちょっと研究してください。

○議長（清水明治君） 辻企業長。

○企業長（辻宏康君） 企業長の辻です。先ほどから何度も答弁させていただいてます、確認をいたしまして、必要であれば基準を設けさせていただきます。

○2番（高橋登君） はい。以上でございます。

○議長（清水明治君） 他にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（清水明治君） 無いようでございますので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。  
2番高橋議員。

○2番（高橋登君） 議事の運営の部分で、承認を求める件でありますので、質疑だけかなと思ったのですが、討論の時間をいただきましたので、改めて、この部分について討論をさせていただきたいと思えます。

実は泉大津市においても私もこの議題については、反対をさせていただきました。理由は先ほど山敷議員も仰られました、制度が違うわけでありまして、今、この御時世の中で、この泉北水道企業団においては、企業長、あるいは副企業長の人事院勧告に基づく部分については引き上げるべきでないということでございます。

特に厳しい市民の目もございます。ある意味では、そういった基準を明確にしながらですね、やはりこういう部分についても慎重に対応をしていただきたい。ということも改めて申し上げておきたいと思っております。

改めて申し上げますけれども、特別職、あるいは議員の報酬等につきましては、人事院勧告に連動をさせるべきではない。ということが原則であります。

そういった意味で改めて、そのことを申し上げたうえでですね、今後、先ほどの質問の中で申し上げました基準を明確にしながらですね、やっぱり市民に説明責任をしっかりと果たせるような内容にさせていただけることを要望もさせていただきながら、本議案については承認することは出来ない、ということで反対をさせていただきたいと思っております。

**○議長（清水明治君）** 他にございませんか。

(なしの声あり)

**○議長（清水明治君）** 無いようでありますので討論を終結いたします。

ただ今、反対の質疑、また意見がありましたので、これより起立により採決いたします。

日程第11報告第1号専決処分の承認を求めることについて原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立にて採決)

**○議長（清水明治君）** 起立多数であります。

よって、日程第11報告第1号専決処分の承認を求めることについては原案どおり承認されました。

続きまして日程第12監査委員報告第4号例月出納検査の結果報告についてより、日程第16監査報告第8号例月出納検査の結果についての5議案は、それぞれ関連がございますので一括議題とさせていただきます。

本件につきましては、すでに議員各位に御送付申し上げておりますとおり、平成29年12月分から平成30年4月分の各月末現在の現金出納状況等の結果報告でございます。

つきましては、お目通し願っておることと存じますので、何か御質疑がございませんか。

(なしの声あり)

**○議長（清水明治君）** ないようでございますので、本件についてはこれを持ちまして終わらせていただきます。

以上を持ちまして、全ての議案審議が終わりました。

慎重御審議ありがとうございました。

閉会にあたりまして、企業長より挨拶の申し出がございますので、これを



許可いたします。辻企業長。

**○企業長（辻宏康君）** 本日は泉北水道企業団第1回臨時会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、ただいまは、慎重な御審議の上、議長をはじめすべての役員を御決定下さいまして、重ねてお礼を申し上げます。

新しく就任されました役員の皆様方には心からお祝いを申し上げますとともに、今後とも3市の大事な水資源でございます泉北水道企業団のために、なお一層の御支援御協力をお願い申し上げます。

最後に、暑さもこれから一段と厳しさを増してまいります。議員の皆様方におかれましては、どうか御自愛をいただきまして、今後とも、本企业団に対し一層の御支援を賜りますと共に、それぞれの母市におきまして御活躍されますことを御祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

**○議長（清水明治君）** 辻企業長の挨拶が終わりました。

以上で平成30年泉北水道企業団議会第1回臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉

会

平成30年7月10日 午前10時46分 閉会

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

泉北水道企業団議会議長 **清 水 明 浩**

泉北水道企業団議会議員 **久 保 田 和 典**

泉北水道企業団議会議員 **大 塚 英 一**